

労働総研 ニュース

No.423

2025年月9号

(2025年9月18日発行)

発行 一般社団法人労働運動総合研究所(略称:労働総研) rodo-soken@nifty.com

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501

☎・Fax (03)3230-0441 http://www.yuiyuidori.net/soken/

2025年度最低賃金改定について

～後退・前進の両側面がある～

中澤 秀一氏 静岡県立短期大学准教授
／労働総研理事

はじめに—すべての都道府県で1,000円超える

2025年の最低賃金改定は、全国加重平均額6.3%(66円)に上昇し、1,121円となった。これにより、すべての都道府県で初めて時給1,000円を超えることになった。

すべての都道府県で1,000円を超えることについては、かつて運動が掲げていた目標が達成されたのであり、ここに至るまでの過程は評価されてしまうべきだろう。ただし、現在の運動で掲げているのは、「全国一律1,500円以上の実現、1,700円をめざす」「国際標準の2,000円をめざす」であり、到底納得できるような数字ではない。

25年改定の問題点

25年最賃改定を総括すると、次の二点が問題として指摘できる。

① 最賃引き上げのスピードが緩慢すぎる

最低賃金の引き上げじたいは既定路線であり、政府が目標として掲げる「2020年代に平均1,500円」を

実現するためには年7.3%の引き上げを継続する必要がある。今回の引き上げ率(6.3%)では、目標を達成できないということを深刻にとらえるべきである。目標がどうして達成できないのか、政府が課題を整理したうえで対応策を講じる責任がある。

1,500円という目標については、いまだに「高すぎる」という批判がみられる。しかし、すでに先進諸国の最低賃金は2,000円レベルに到達しており、1,500円という水準は決して高くはないという事実がある。かつては日本よりも相当に低水準にあった韓国の最低賃金は、2026年1月より約1,135円に改定されることが決定している。週休手当の制度がある韓国では、さらに時給額は上昇することになり、日本との最賃格差はこれよりも拡大する。国際標準に追いつくためには、一刻も早く1,500円水準に引き上げ、2,000円水準をめざさなければならない。

なお、運動が掲げる「1,500円以上」の数字は、やみくもに掲げているのではなく、明白な根拠(エビデンス)にもとづいている。全国27都道府県に実施されたマーケットバスケット方式による最低生計費調査によると、健康で文化的に暮らすためには少なくとも時給1,500円以上が必要であるとの結果が導き出されている。2022年から継続している物価高騰により生計費も上昇し続けているため、それ以前に実施された最低生計費調査のアップデートが現在進められている。アップデートの結果をふまえると、人間らしい労働時間を考慮すれば、必要時給は1,900円レベルに到達している。憲法25条が保障されない、人権が侵害された状態から脱却するためには、いち早く最低賃金1,500円を達成し、さらに上をめざすべきである。

②最低賃金の発効日の遅延

通常、改定された最低賃金が発効するのは10月初めである。それは、できるだけ早急に引き上げて、最低賃金の引き上げ効果を各方面に波及させるためである。とくに物価高騰が続いている現状において、いますぐに時給が上がることを望んでいる労働者は少なくないだろう。

-目次-

- ・2025年賃金改定について/中澤秀一氏が見解…1
- ・労働総研第3回理事会(臨時)を開催…2
- ・労基法解体反対! 労政審に意見書提出…3
- ・全労連が10月に労働運動交流集会「レバカレ2025」を開催! …3
- ・労働総研の活動日誌…4



ところが、2025年改定については、10月中の発効は20都道府県にとどまっている。残りの27府県で発効日が11月以降にずれ込んでいる(ちなみに、2024年の改定については、大幅な引き上げを答申した徳島県が11月に遅延しただけで、あとはすべて10月中に発効している)。なかでも、秋田県(2026年3月31日)、群馬県(2026年3月1日)、福島県(2026年1月1日)、徳島県(2026年1月1日)、大分県(2026年1月1日)、熊本県(2026年1月1日)の6県については“越年改定”となっている。発効日の遅延の理由は、「使用者側に一定の準備期間が必要」とされている。

先に述べたように、改定が遅くなればなるほど、物価高騰に苦しむ労働者の生活改善が遠のいてしまう。また、地域経済に与える影響も考慮すべきである。現在最低額951円の秋田県は、10月から1,226円に引き上げられる東京都との275円もの最賃格差に半年間も耐えなければならないのである。この間に、秋田県経済に与えるダメージは大きくなるだろう。

法の趣旨を無視した脱法行為ともいえる発効日の遅延は許されるべきではない。

25年改定の評価すべき点

① A・Bランクを上回るCランクの目安額

いっぽう、今回の改定で最も評価できるのは、中央最低賃金審議会がA・Bランクを63円、Cランクを64円引き上げの目安額を答申したことである。ランクの低い地域の目安額を高いランクの地域よりも高くしたことは初めてのことである。今回、Cランクが1円であってもA・Bよりも高い額としたことは、地域間格差の解消(最高額と最低額との格差は、昨年の212円から9円縮小して203円)、全国一律化へのステップとみるべきであろう。最低生計費調査からは生計費に地域間格差がそれほどないことが明らかになっている。最低賃金の地域間格差がもたらす弊害を解消するため、全国一律制度の要求を強くしていかねばならない。

② 審議会における最低生計費調査の活用

地方の審議会では、最低生計費調査の活用が始まったことも評価すべきだろう。新潟県では新潟県労連が審議会で調査結果を説明し、愛知県では審議会の正式資料として全国初採用された。これまで標準生計費という信頼性に欠ける生計費関連資料しか扱われてこなかったなかで、とともに資料として今後も活用が進むことが望まれる。今後も「最低賃金1,500円」「全国一律最低賃金制度」の確固たる根拠(エビデンス)としての活用が望まれる。

現在、栃木、群馬、宮崎の各県で調査が進められている。これらの結果も期待したい。

③ 政治の関与

最低賃金の決定への政治の関与も今回の特徴である。昨年の徳島県後藤田知事に続いて、茨城県大井川知事も初めて審議会に出席して意見陳述を行った。群馬県や愛知県の知事も要望書やメッセージを送っている。人口流出をはじめとする地方の政治課題の解決には、最低賃金がカギを握っていることが認知されてきた結果と言えるだろう。毎年のように繰り返してきた“最下位争い”は不毛でしかない。地方の再生のためには全国一律での大幅な引き上げが必要である。

このように2025年の最低賃金改定については後退・前進の両侧面があるが、後退したところは改善を求め、前進したところはさらに運動により前に進めていくことが重要である。

労働総研・第3回理事会(臨時)を開催

労働総研は9月2日午後1時から第3回理事会(臨時)を開催しました。理事16人中12人ほか監事1人が出席しました。

議長である桑田富夫代表理事の進行により、以下の議題について報告および審議を行った。報告事項では、労働総研の事務所(メゾン平河町)問題について、①マンションの建替え問題の進捗、②事務所売却までに必要な手続きおよび事務所移転など行動計画、③事務所売却に伴う財政構造について、が報告された。また労働総研の2025～2026年度機関会議日程と議題(案)が報告され、確認された。

審議事項として、各種委員会等=企画委員会(5人)、研究委員会、出版広報委員会の体制について提案があり、全会一致でこれを承認した。

なお、労働総研クオータリー編集委員会については、理事会審議事項ではないが、調整中であり、9月中に編集委員会を開催し協議予定であることが報告された。また、関連団体・機関等の体制についても、労働法制中央連絡会は代表に桑田代表理事・事務局に中島康浩会員、(財)全労連会館の理事には桑田代表理事が担当することが承認された。国民春闘白書編纂の担当者は調整中であることが報告されました。

労基法解体を許さない!

労政策・労働条件分科会に意見書を提出
／雇用共同アクション

雇用共同アクションは全労協や全労連、MICなど労働組合の垣根を超えて結集し、「労基法解体を許さない!」をスローガンに、労働法制の拡充・改善などを求める運動を展開しています。8月28日には厚生労働省に「労働政策審議会労働条件分科会の審議事項に関する意見」を提出しました。その概要を以下にご紹介します。なお「意見」全文はPDFで添付しています。[全文PDF](#)

現在、厚生労働省内の「労働政策審議会・労働条件分科会」では、今年1月に公表された『労働基準関係法制研究会報告書を基に労働基準関係法制』について審議が進められています。その内容は、労働基準法で定められた働くうえでの最低基準を、職場の労使の合意等で下回ること(「法定基準の調整・代替」・「デロゲーション」)を容易に可能とする「仕組み」を作ろうとするものとなっています。

具体的には労使コミュニケーション(労使自治)の強化や、労基法上の事業の単位を事業場から本社一括にするような議論がされています。そこには、長時間労働の助長や労働組合の弱体化の懸念があり、労働者・労働組合として見逃すわけにはいけません。また、使用者代表の委員からは労働時間短縮の発言はなく、それどころか、副業・兼業の通算割増制度の廃止や、裁量労働制の対象業務の拡大を職場の労使で決定できるよう強く求めています。

「分科会」では年内にまとめを行うことを予定しており、8月19日には中間まとめとして、「全ての委員からの主な意見の整理」がされています。雇用共同アクションは、これまでの委員の発言でとくに問題がある項目を整理し、雇用共同アクションとしての見解・要求を「意見書」としてまとめ、厚生労働大臣と労働条件分科会の委員あてに提出しました。ここでとくに強調した点として、①「労使自治」の名のもと、労基法を下回る働き方を容認することは労基法の解体であり認められないこと、②裁量労働制の廃止など長時間労働の根絶・労働時間短縮の実現です。

雇用共同アクションは9月12日、厚生労働省との交渉および記者会見室を行っています。

■雇用共同アクションの構成団体:

日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)、全国港湾労働組合連合会、航空労組連絡会、純中立労働組合懇談会、中小労組政策ネットワーク、コミュニティ・ユニオン首都圏ネットワーク、東京争議団共闘会議、

けんり総行動実行委員会、全国労働組合総連合、全国労働組合連絡協議会

全労連が10月に労働運動交流集会「レバカレ2025」を開催!

全労連は、来る10月11日～13日の3日間、東京・ビジョンセンター京橋で「労働運動交流集会／レバカレ2025」(Labor Union College)を開催します。

この交流集会・レバカレについて全労連事務局長・黒沢幸一氏は、学習の友7月号で「日本の労働運動にたたかいを取り戻し、多様で幅広い労働者の労働組合への参加、組合員の自主的・自覚的な参加をつくるにはどうしたらよいか。強く大きな労働組合をつくる答えは、職場や地域での実践にこそあります。この実践を集め、みんなで共有し、教訓化する場として開催します」と、若者を中心に全国各地からの参加を呼びかけています。詳細は全労連ホームページをご覧ください。

□80を超える分科会が最大の魅力

この交流集会の最大の魅力は、全国から80を超えるエントリーがある分科会です。各地の職場や地域での貴重な実践を持ち寄り、深めて、教訓化する「対話と学びあい」です。この間、学習の友で紹介された優れた経験も集まります。一方通行ではなく、90分間のディスカッションで共有化します。

- シローストライキの裏と表
 - 公務公共職場に働く非正規のなかまの分科会
 - わくわく講座テキスト読み合わせ会
 - 手法から考える労働運動
 - 若手活動家をどう作るか
 - 医療・介護職場でもできた1日ストライキ
 - 戦争でなく平和の準備を
 - 性的同意と第3者介入ワークショップ
- など80分科会

□3つの全体会

全大会I:レバカレってなに?

全大会II:労働運動の未来は誰がつくるか

全大会III:新たな運動のスタート／この学びをみんなのものに

全大会IIIでは、米国労働運動の高揚を支えている労働団体レイバーノーツの理事長・エレン・D・フリードマンさんを迎えて、「労働運動の未来は誰がつくるのか」をテーマにディスカッションします。

□海外の労働組合活動家も参加

10月3日からはじまる「東アジア・レーバーフェス」(上智大学四谷キャンパス・主催実行委員会)とも連動し、レバカレには、海外の労働組合活動家がたくさん参加します。集会の参加規模は、400人～500人を想定。どなたでも参加できるオープン企画です。

労働総研の活動日誌

- 8月2日 定時社員総会
5日 事務局会議
15日 法務局変更届出
25日 代表理事打合せ
9月2日 第3回臨時理事会
4日 事務局会議
9日 企画委員会
11日 女性労働研究部会
12日 全労連会館理事会
25日 中小企業問題研究部会
26日 中連事務局会議
労働時間健康問題共同研究会
27日 関西圏産業労働研究部会
(※本ニュース発行時点の予定を含む)

